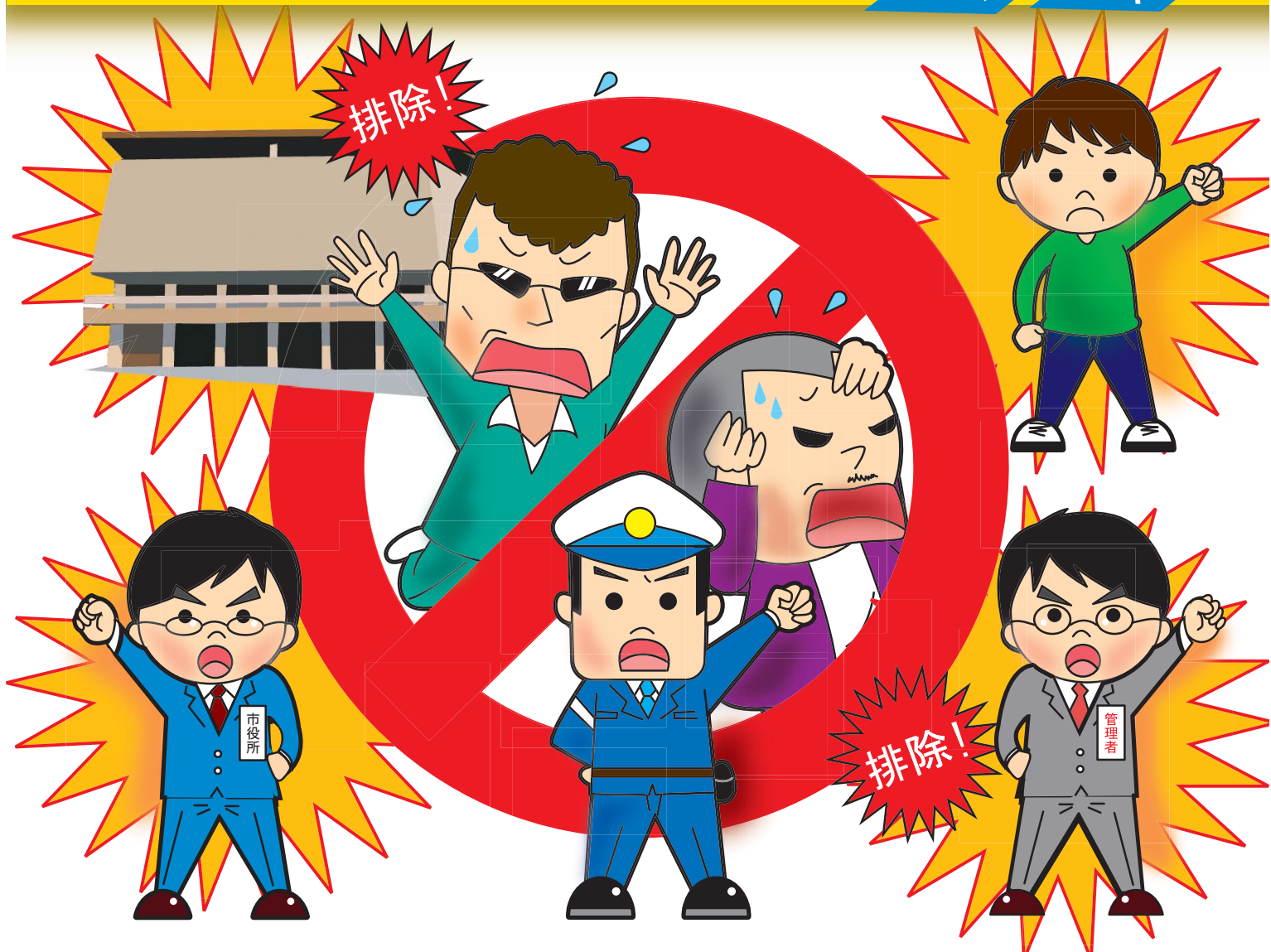


公の施設からの暴力団排除

「暴力団の利益となる利用」は
認めません！

福岡市暴力団排除条例が改正されました

平成23年4月1日
施行！



警察と連携し、『暴力団の利益となる利用』を認めません！
後日判明したときも、既に行った許可（承認）を取り消します！

福岡市・福岡県警察

「福岡市暴力団排除条例」

(公の施設における措置)

第7条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、同法第244条第1項に規定する**公の施設の利用が暴力団の利益となると認めるときは**、当該公の施設の管理について定める他の条例の規定にかかわらず、当該公の施設の**利用の許可若しくは承認をせず**、又は既にした当該**利用の許可若しくは承認を取り消す**等の利用の制限に関する処分を行うことができる。

『暴力団の利益となる利用』の事例

【会議室・小ホール】

- 会議室を利用した脱法行為の研究会を開催

【コンサートホール・大会議室】

- コンサート等興行の開催
(収益金が暴力団の活動資金になるもの)
- 大会議室において襲名披露式を開催

【宿泊設備】

- 対立抗争からの避難場所として宿泊設備を利用

【港湾設備・マリーナ等船舶の係留設備】

- 麻薬の海上取引等、船舶による
違法行為目的の係留施設の利用

【体育館・武道館】

- 格闘技大会等の興行の開催
(収益が暴力団の活動資金となるもの)

【公園】

- 祭事において露天を出店
(収益金が暴力団の活動資金となるもの)

福岡市暴力団排除条例に関する問い合わせ

福岡市 市民局 生活安全・危機対策部 生活安全課

電話番号 **092-711-4054**

F A X **092-711-4059**

受付時間 平日 午前9時～午後6時まで

暴力団に関する相談窓口

福岡市暴力追放相談センター

福岡市中央区天神1丁目8番1号(福岡市役所2階)

電話番号

092-711-4076

相談時間 平日 午前10時～午後4時まで

